

米軍属1.8倍に

沖縄女性殺害の教訓どこへ

在日米軍基地などで働き、日米地位協定により特権が与えられている米軍属の総数が1月16日時点で1万2926人に上り、このうち米軍と契約する請負業者(コントラクター)の被用者も3792人と、増加傾向(表)が続いていることが外務省への取材で分かりました。

↓関連の面

2016年4月に沖縄県うるま市で発生した、当時軍属だった元米海兵隊員による女性暴行殺人事件をふまえ、日米両政府は17年1月に軍属の範囲を「明確化」して対象を絞るために日米地位協定の補足協定を締結し

情報公開せずなし崩し

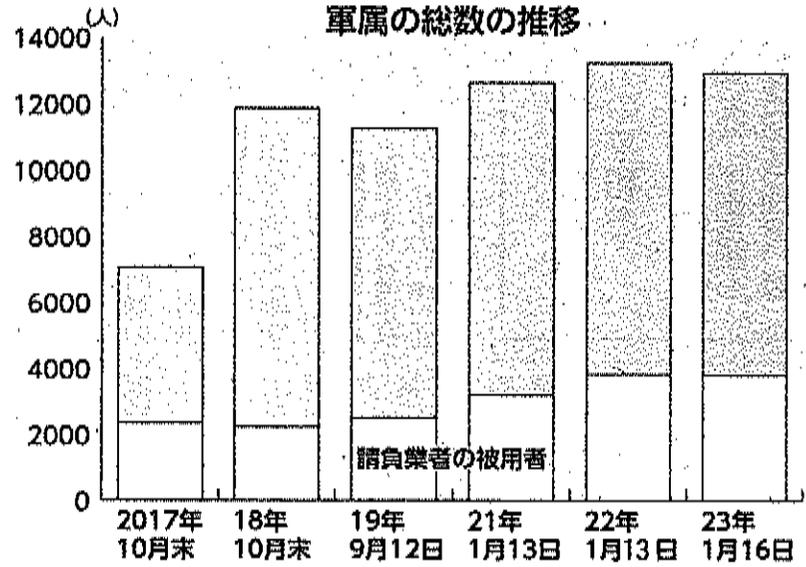
ましたが、何の効果もないことが浮き彫りになりました。地位協定第1条は軍属を定義していますが、幅広い解釈が可能です。軍属は、「公務」中の事件・事故で米側が第1次裁判権を持つなどの特権を持っており、同事件の加害者もインターネット関連会社の社員でしたが、軍属の地位を与えられていました。

うるま市の事件を受け、日米両政府は17年1月、同補足協定に署名(日本側は当時の岸田文雄外務相)。しかし、軍属の総数は17年10月末の7048人から今年1月16日時点で1万2926人に増加、6年間で約1.83倍に増えたこととなります。コントラクターの被用者についても、2341人から3792人と約1.62倍に増えています。

しかも、「軍属」の定義は協定で定められているものの、「適格性」の評価は米側が行うことになっており、米側任せと なっているのが実態です。

補足協定は、米國政府がコントラクターの被用者を含む軍属全体に関して定期的な報告をすることを定めています。外務省がホームページで米側の報告を公表したのは19年1月25日が最後です。外務省が情報を隠している間に、米側がなし崩しに軍属を増やしていることは重大です。

軍属の総数の推移



*請負業者の被用者=軍属のうち米軍と契約する請負業者(コントラクター)の被用者 (外務省回答から作成)